

第5章 推進体制

第1節 様々な主体に期待される役割と連携

生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組に当たっては、行政や一部の取組だけでは十分ではなく、県民一人ひとりが生物多様性の担い手となる必要があります。

県民や事業者、NPO・NGOなど民間団体、研究者などの専門家、県、市町村が、行政や日々の暮らし、社会経済活動において、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて、それぞれの役割を果たすとともに、広く連携することにより幅広い関係者の取組に発展させ、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた大きな流れとしていくことが重要です。

県が各主体に期待する役割と主体間の連携方策は次のとおりです。

1 県民

生物多様性が日常の暮らしと密接な関わりがあることを一人ひとりが意識し、次のような行動をとることが期待されます。

- ・環境に配慮した方法によって生産された農産物を購入するなどの生物多様性に配慮したライフスタイル、公共交通機関の利用、資源循環への取組など幅広いエコライフの実践
- ・身近な場での環境学習や自然環境保全活動への参加
- ・生物多様性に配慮した事業活動や社会貢献活動への参加

2 事業者

事業活動における生物多様性への配慮や社会貢献活動を通じて、次のような役割を果たすことが期待されます。

- ・生物多様性への配慮は企業活動の存続の前提であるとの認識に基づく、調達、生産、流通、廃棄などあらゆる事業活動における生物多様性保全への配慮
- ・自然や生きものがもつ機能や構造に学ぶネイチャーテクノロジーによる新たなビジネスチャンスの創出
- ・社有地などを活用した森林保全活動や、自然環境の保全に取り組む団体などとの協働・連携による社会貢献活動
- ・国際的に展開する企業にあっては、世界規模での生物多様性保全と持続可能な利用への配慮
- ・環境保全型農業や多様な森林づくり、資源管理型漁業など生物多様性に配慮した取組

3 NPO・NGOなど民間団体

地域のリーダーとして、次のような役割を果たすことが期待されます。

- ・自然環境の保全や野生動植物の保護活動を通じた地域のコミュニティ形成への寄与
- ・地域、学校、企業の自然環境保全活動や環境学習活動における生物多様性の案内人・専門家としての助言や指導
- ・幅広い分野の環境活動団体との連携や、国・県・市町村などの行政機関、大学などの研究機関との協働

4 研究者などの専門家

生物多様性の専門家として、多くの情報・知見を収集・発信する次のような役割を果たすことが期待されます。

- ・科学的かつ客観的な自然環境データの収集と県民への情報提供
- ・他分野にわたる研究者などの専門家間の交流
- ・多様な主体との連携や、国・県・市町村などの行政機関との協働

5 行政(県、市町村)

① 県

この戦略にもとづき、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を総合的かつ計画的に推進します。

推進に当たっては、地域振興、環境、農林水産、建設、産業労働、教育などの関係部局が連携して取り組むとともに、国・市町村、大学などの研究機関との連携を強化して、総合的な見地から幅広く県民や事業者、NPO・NGOなどと連絡・調整を取りながら協働を進めていきます。

とりわけ、豊かな自然環境に恵まれ、産業活動が活発な本県の地域特性を踏まえ、次の取組を重点的に行います。

- ・本県の生物多様性の根幹となる「あいち里山生態系ネットワーク軸」を中心とする県土生態系ネットワーク軸の形成に向けた取組
- ・生物多様性を支える基盤である農林水産業の活性化や農山漁村の振興、生物多様性に配慮した取組
- ・社会貢献活動など企業の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組の促進
- ・生物多様性の社会への浸透に向けた保全活動や環境教育・学習活動の活発化や県民と協働で実施する植樹運動や生きもの発見事業の推進
- ・生物多様性に関する施策の基礎となる自然環境や野生動植物に関する情報の収集・整備や、NPO・NGOなど民間団体や大学などの研究機関との連携による取組の推進

② 市町村

地域の自然的・歴史的条件や社会的条件に応じ、県の施策に準じた施策や独自の施策を総合的かつ計画的に進めるため、地域住民と一体となって取り組む次のような役割が期待されます。

- ・生物多様性に関する地域戦略や生態系ネットワークの観点を取り入れた緑の基本計画の策定など地域の特性に応じた取組
- ・自然や生きものとのふれあいを通じ、子どもたちの生物多様性に対する理解を深める環境教育・学習や、住民の生物多様性に対する理解の促進
- ・里山林の整備や湿地の保全、希少野生動植物の保護などに取り組むNPO・NGOなど民間団体などとの協働

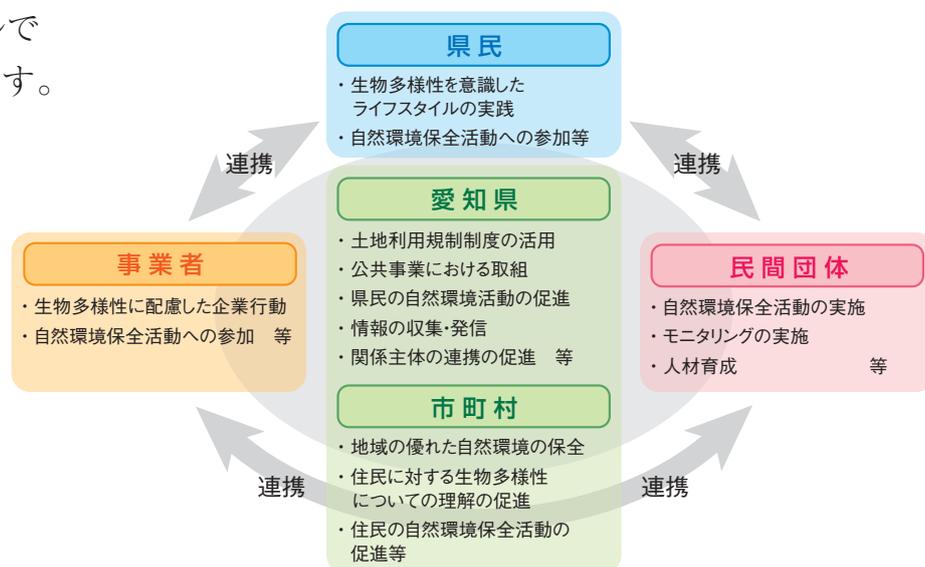
6 連携方策

この戦略は、本県における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な考え方と、県の施策を中心に取まとめています。しかし、生物多様性の保全と持続可能な利用は、県民の暮らしや産業活動と密接に関わることから、県だけでなく、市町村、県民、事業者、NPO・NGOなどの民間団体、研究者などの専門家などの様々な主体が、それぞれの役割を果たしていくとともに、幅広く連携し取り組んでいくことが重要です。

既に、県と企業やNPOとの協働による森林整備活動や、企業とNPOの協働による里山の保全活動のほか、学校の緑のカーテンづくりに対するNPOの支援など様々な連携が進んでいます。

今後は、各主体が対等な関係でさらに連携を深め、率直に情報や意見を交換できる仕組みづくりを進め、地域における生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組んでいく必要があります。

また、広域的・国際的な視野にたつて、国や隣接県、国際的に活躍するNGOや各国と様々なレベルで交流を深めていきます。



TOPICS 12

企業イニシアチブ

「生物多様性」は、様々な自然の恵み「生態系サービス」を人間に与えてくれますが、現在、企業活動をはじめとする人間の活動が「生物多様性」に大きな危機をもたらしています。「生物多様性」が失われることは、生物資源に大きく依存する企業にとっても重大な問題であり、人間を始めとする生きものすべての生存にとっての脅威でもあります。

生物多様性の損失速度を減少させるには、企業の取組が不可欠であるという国際的な認識から、2006年にブラジルのクリチバで開催された「生物多様性条約第8回締約国会議（COP8）」において、民間部門の条約への参画を促す決議が採択されました。

さらに、2008年にドイツのボンで開催されたCOP9では、ドイツ政府の提唱による「ビジネスと生物多様性イニシアチブ」に日本企業9社が参加し、生物多様性に取り組む力強い姿勢を見せました。

現在、日本企業はCSR(企業の社会的責任)の観点から生物多様性に関する取組を始めていますが、多様な企業が情報を共有して、生物多様性の保全に貢献する取組を進めることが求められています。

第2節 効果の評価と行動計画の点検

戦略に基づく生物多様性の保全と持続可能な利用のための施策は、環境、農林水産、県土整備、教育といった様々な行政分野にわたることから、各行政分野の連携はもとより、施策の推進においては、行政、県民、事業者、NPO・NGOなど民間団体、研究者などの専門家などの多様な主体の連携・協力が重要です。

このため、施策の実施状況や各主体の取組とその効果について、関係者が情報を共有しながら、点検・評価を行い、取組を追加・改善していくための仕組みが必要です。

また、自然環境や生物多様性を取り巻く環境や情勢の変化、本県の生物多様性を調査するモニタリングの結果を踏まえ、概ね5年ごとに行動計画の点検を行います。

1 あいち自然環境保全戦略推進協議会(仮称)

有識者や各主体の代表者で構成する「あいち自然環境保全戦略推進協議会」(仮称)を設置し、戦略の進捗状況の評価するとともに、取組の追加・改善などの検討を行います。

2 生物多様性に関するモニタリング

戦略の進捗状況を検証するため、生物多様性に関する評価手法を検討して確立し、その手法に基づき、県民やNPOなどの多様な主体からできる限り多くの参加を得て、県内の生態系上の重要な地域における継続的なモニタリングを実施します。

また、そのモニタリング結果に基づいて戦略の行動計画の進捗状況や実施効果を評価します。

3 評価に基づく行動計画の点検

モニタリング結果に基づく評価や、生物多様性国家戦略の見直しなどの生物多様性に係る国内外の動向や技術革新などの状況を踏まえ、計画期間の適切な時期を捉え、概ね5年ごとに行動計画の点検を行い、より効果的な取組を推進します。

TOPICS 13

愛知万博を 継承する 「愛・地球博 記念公園」

愛・地球博記念公園は、愛知万博の理念と成果を継承・発展する都市公園として整備を進めており、市民参加などによる人々の多彩な交流や環境学習など自然の叡智を学ぶ場としての活用が期待されています。



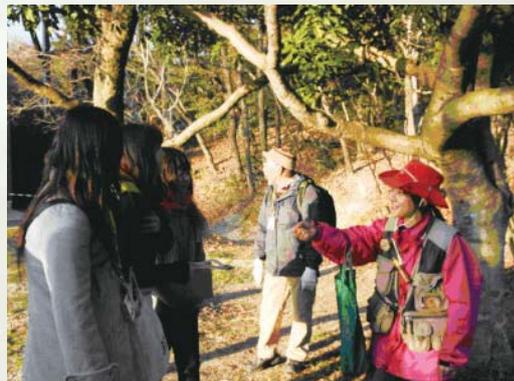
地球市民交流センター 鳥瞰パース

平成22年秋には、新たに「地球市民交流センター」がオープンする予定です。このセンターは、博覧会の成果と理念を継承・発展させる中心施設であり、市民参加や交流活動の拠点としての役割を担います。施設には、光、風、緑、水及び土などの自然エネルギーを活用した環境技術を導入し、体験学習室などを利用した環境活動・環境学習の場としての活用が可能となっています。

また、屋内の広場と外部空間とが緩やかに連続する空間を創出して、環境をテーマとするイベントなどの場として活用される予定です。

なお、平成22年10月の「生物多様性条約第10回締約国会議」(COP10)開催時には、交流・体験の場としての利用を予定しています。

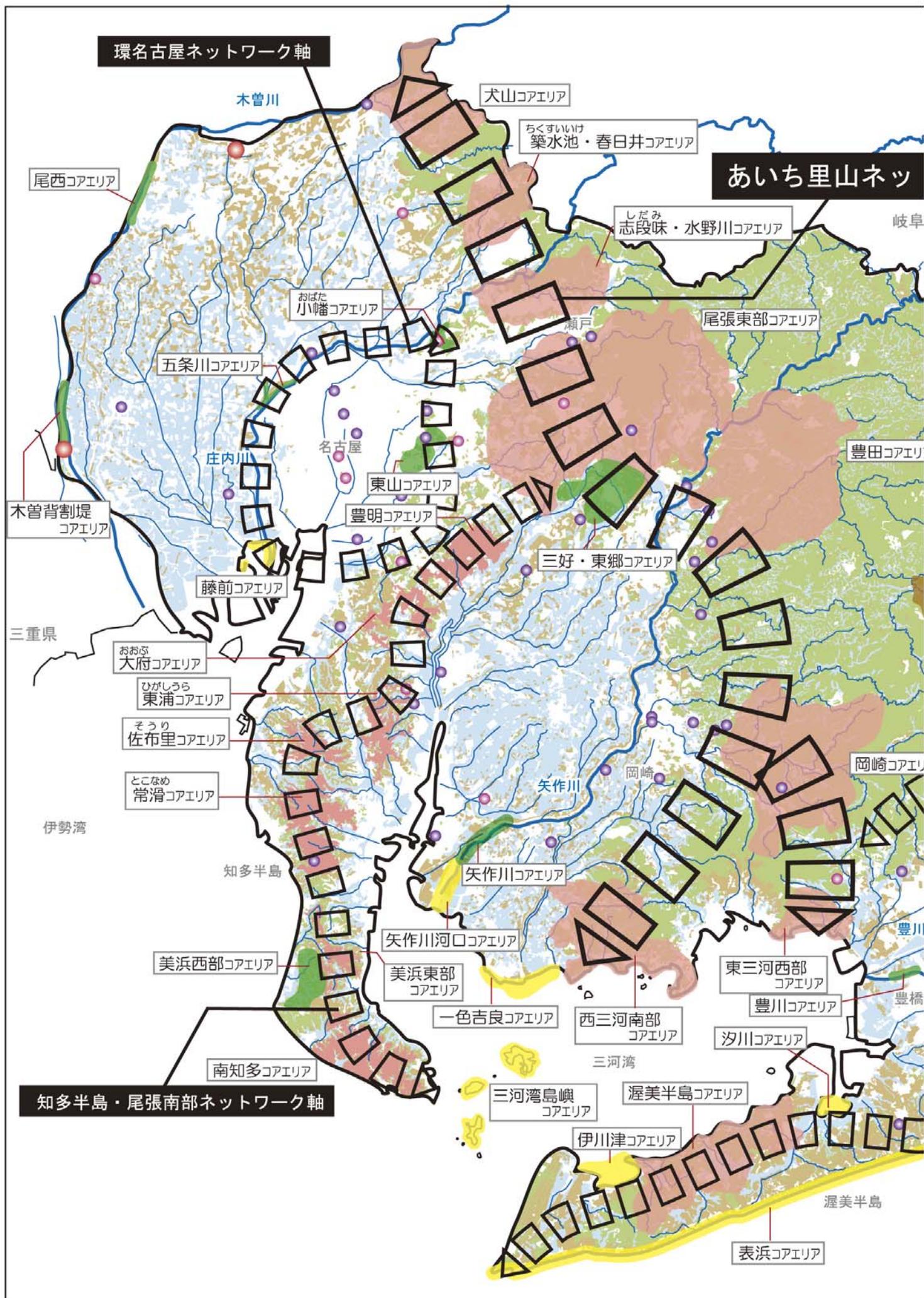
「もりの学舎(まなびや)」は、愛・地球博記念公園内にある環境学習施設です。ここでは、公募によって集まっていた「もりの学舎インタープリター」が活動しています。「インタープリター(通訳)」とは、「自然が発する様々なメッセージを人間の言葉に通訳し、わかりやすく伝える人」を意味しています。

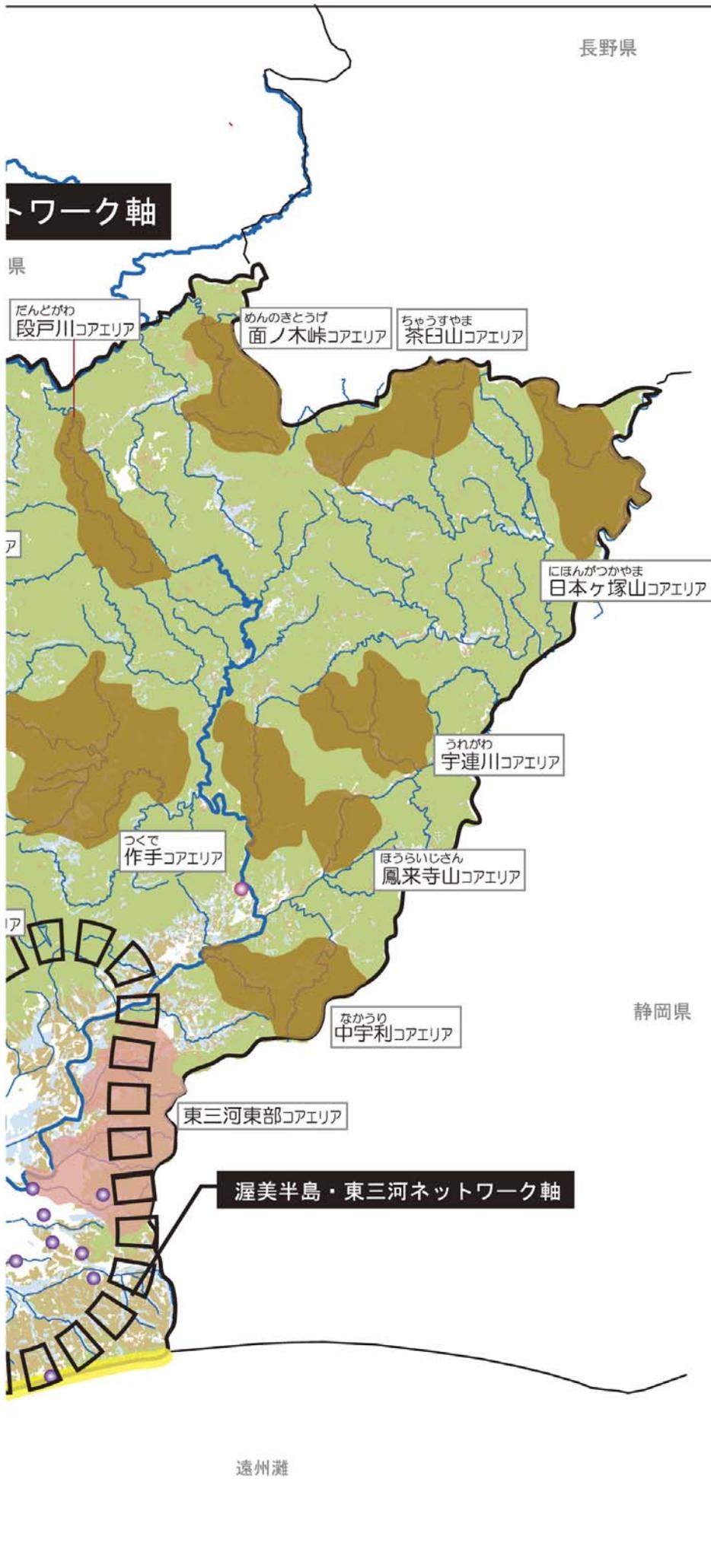


インタープリターは、それぞれの個性を活かしながら、参加者の五感に働きかけるような体験重視のプログラムを行っています。

例えば「葉っぱ博物館」というプログラムでは、同じ種類の葉っぱでも、大きさ、形、色など一つとして同じものがないことに気付いてもらいます。

このようにプログラムを通じて、多くの人に、自然の大切さや不思議について考えるきっかけを提供しています。





県土レベルの生態系ネットワーク形成のイメージ

県土コアエリア

生態系ネットワークの核となる優れた自然環境を有する地域を、生態系区分ごとの基準（植生自然度や環境多様性等）に基づき抽出しました。

- 奥山コアエリア（8ヶ所）
自然林など植生の自然性が高い地域（流域単位）
- 里地里山コアエリア（17ヶ所）
樹林地・農地・ため池などの多様性の評価が高い地域（流域単位。知多半島は丘陵部の樹林地単位）
- 平野コアエリア（9ヶ所）
河畔林や集積性の評価が高い地域
- 都市拠点（国営公園）
- 都市拠点（県営公園）
- 都市拠点（その他主要都市公園）
- 沿岸域コアエリア（7ヶ所）
藻場・干潟・自然海岸などがまとまっている地域

県土生態系ネットワーク軸

生物多様性の保全を図る上で重要な地域である里地里山地域や平野地域の、県土コアエリアをつなぐ形で設定しました。

- <□□□> あいち里山ネットワーク軸
奥山と平野地域の境界上に位置する里地里山地域をつなぐ県土生態系の脊梁となる軸
- <□□□> 知多半島・尾張南部ネットワーク軸
知多半島の丘陵上の緑地やため池をつなぐ軸
- <□□□> 渥美半島・東三河ネットワーク軸
渥美半島の台地上の樹林地や農地をつなぐ軸
- <□□□> 環名古屋ネットワーク軸
名古屋市街地の縁辺部の河川や公園の緑地をつなぐ軸

県土の基盤環境

- 森林
- 水辺（水生草地、水田等）
- 畑地・草地
- 河川

Scale = 1:350,000





行動計画 数値目標一覧

項 目		数値目標(目標値()内は目標年次、記載のないものは戦略策定後5年)
第2節 生物多様性の保全	自然環境保全地域の指定	13か所→18か所
	鳥獣保護区の指定	66か所→68か所
	生息地等保護区の指定	3か所(新規)
	緑の基本計画策定	55市町村→全市町村
	指定希少野生動植物種の指定	15種(新規)
	特定鳥獣保護管理計画策定	4計画→5計画
	ため池や水路の環境整備	23か所→36か所(H22)
	ため池保全計画を策定・公表する市町村の数	36市町(H21)
	人工林の間伐	年4,147ヘクタール→年4,800ヘクタール(H22)
	地域ぐるみで農地や農業水利施設の維持・保全に取り組む組織の数	365組織(H23)
	住民参加による小型水田魚道の設置	10か所(H21)
	油ヶ淵のCOD(化学的酸素要求量)	9.0mg/L→8.0mg/L(H22)

項 目		数値目標(目標値()内は目標年次、記載のないものは戦略策定後5年)
第3節 持続可能な生物多様性の利用	自然あいち臨空新エネルギー実証研究エリア見学者数	10,000人/年(新規)
	化学肥料及び農薬の流通量	平成18年度を基準として10%削減(H23)(新規)
	エコファーマーの育成	4,111人→4,500人(H23)
	GAP(適正農業規範)手法の導入*	14産地→100産地(H23)
	三河材の利用量	年8.8万立方メートル→年10万立方メートル(H22)

* GAP(適正農業規範)農業生産現場において、食品の安全確保などへ向けた適切な農業生産を実施するための管理のポイントを整理し、それを実践・記録する取組

項 目		数値目標(目標値()内は目標年次、記載のないものは戦略策定後5年)
第4節 生物多様性を支える基盤づくり	地産地消推進「いいともあいち運動」推進店	500店舗以上(H22)
	弥富野鳥園の来園者数	年81,000人以上(H23)
	森林公園や県民の森等の利用者	年200万人(H22)
	水産エコラベル認証件数	1件(H22)(新規)
	海上の森における体験学習プログラム参加者数	年1,100人
	「生物多様性」の認識状況	12.4%→50%以上
	あいち森と緑づくり税による活動支援(市町村、NPO等)	毎年50団体以上(新規)
	県有林における森林保全等の活動件数	16件(H22)
	小中学校等における森林環境学習の受講者数	年4,000人(H22)

TOPICS 14

環境と安全に 配慮した農業

愛知県では、平成18年までの10年間で、化学肥料や農薬の使用を2割以上削減してきました（平成9年基準）。環境保全型農業をさらに推し進めるとともに、県民の関心の高い農産物の安全確保の観点を加えて、平成20年3月、「愛知県環境と安全に配慮した農業推進計画」を策定しました。この推進計画は平成23年度までを計画期間とするもので、以下の三つの目標を掲げています。

- ① 平成18年を基準として化学肥料・化学合成農薬を10%削減する。
- ② 持続性の高い農業に取り組むエコファーマーを4,500人育成する。
- ③ 県内の主要な産地等（約100産地）について、GAP手法の導入を図る。

GAP（ギャップ）手法とは、環境にやさしく安全な農産物を生産するため、農薬や化学肥料などを使用する際に守るべき項目（点検項目）をチェックしながら生産工程を管理する手法（農業生産工程管理手法）です。

本県では、平成18年3月に愛知県版GAPである「愛知県農産物環境安全推進マニュアル」を策定しました。現在、「愛知県環境と安全に配慮した農業推進計画」に基づき、平成23年度までに、マニュアルを始めとしたGAP手法を県内の主要な産地等（約100産地）に導入することを目指し推進しています。

「あいち自然環境保全戦略」策定経過

年月日	内 容
平成20年 6月20日(金)	自然環境保全戦略特別チーム会議(第1回) 時間:午後3時～ 場所:愛知県自治センター 12階 会議室E
7月28日(月)	自然環境保全戦略特別チーム会議(第2回) 時間:午前9時30分～ 場所:愛知県自治センター 3階 会議室B
7月30日(水)	あいち自然環境保全戦略検討会(第1回) 時間:午後2時～ 場所:県議会議事堂 1階 ラウンジ
9月2日(火)	自然環境保全戦略特別チーム会議(第3回) 時間:午前9時30分～ 場所:愛知県自治センター 3階 会議室A
9月8日(月)	あいち自然環境保全戦略検討会(第2回) 時間:午後2時～ 場所:県議会議事堂 1階 ラウンジ
10月24日(金)	自然環境保全戦略特別チーム会議(第4回) 時間:午後3時～ 場所:愛知県自治センター 12階 E会議室
11月29日(日)	タウンミーティング(豊橋会場) 時間:午後2時～午後3時30分
11月30日(日)	タウンミーティング(名古屋会場) 時間:午後2時30分～午後4時
12月19日(金)	あいち自然環境保全戦略検討会(第3回) 時間:午前9時30分～ 場所:県議会議事堂 5階 大会議室
平成21年 1月20日(火)	自然環境保全戦略特別チーム会議(第5回) 時間:午前10時30分～ 場所:自治センター 3階 会議室B
1月26日(月)	あいち自然環境保全戦略(仮称)中間とりまとめ(案)公表パブリックコメント募集 募集期間:平成21年1月26日～2月26日 結果:24名 5団体、134件
3月19日(木)	あいち自然環境保全戦略検討会(第4回) 時間:午前9時30分～ 場所:県議会議事堂 1階 ラウンジ
3月30日(火)	「あいち自然環境保全戦略 ー生物多様性の保全と持続可能な利用を目指してー」公表

あいち自然環境保全戦略検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 生物多様性の保全を基本理念として自然環境の保全及び県土の緑化（以下「自然環境の保全等」という。）を推進する「あいち自然環境保全戦略」（以下「戦略」という。）をとりまとめるため、「あいち自然環境保全戦略検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 戦略の策定にかかる現状と課題に関すること
- (2) 生物多様性の保全を基軸とした自然環境の保全等にかかる主要な取組に関すること
- (3) 戦略の推進体制に関すること
- (4) その他必要な事項

(構成)

第3条 検討会は、別表の委員により構成する。（別表は126Pに掲載）

(会議)

第4条 検討会の会議は次のとおりとする。

- (1) 検討会は公開とする。ただし、会議の内容等に鑑み、公開しない旨を決議したときはこのかぎりでない。
- (2) 検討会に座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は委員の互選とし、座長代理は座長が指名する。
- (4) 座長は、検討会の円滑な運営と進行を統括する。
- (5) 座長代理は、座長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- (6) 検討会は、必要と認める場合は、委員以外の者からの意見聴取及び資料提供を事務局に求めることができる。
- (7) 検討会は、必要と認める場合は、委員以外の者に対し出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 検討会の事務を処理するため、愛知県環境部自然環境課内に事務局を置く。

(会議録)

第6条 検討会の議事については議事録を作成し、5年間保存する。

(会期)

第7条 検討会の会期は平成21年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

1 この会則は、平成20年7月1日から施行する。

TOPICS 15

干潟、浅場と 生物多様性

<干潟や浅場の水質浄化機能>

干潟や浅場には、潮の満ち引きで酸素や餌が豊富に供給され、様々な生き物が生活する豊かな生態系が形づくられています。アサリなどの二枚貝は、プランクトンやその死骸などの有機物をろ過して食べ海水をきれいにします。三河湾の干潟にた

くさん生息しているアサリは、1個が1時間に約1リットルの海水をろ過すると言われており、三河湾ではアサリが水質浄化の主役と言えます。二枚貝の糞はゴカイや微生物が食べ、窒素・リンなどの栄養分に分解されていきます。海そうは、水中や底質中の栄養分を吸収することで、植物プランクトンが増え過ぎるのを防ぐとともに、小魚に隠れ家を提供します。

沖合が赤潮なのに、干潟では驚くほど水が澄んでいることがよくあります。干潟や浅場のたくさんの生物の働きにより、水質浄化が行われているのです。

アサリの水質浄化実験
(アサリが海水をろ過するため時間の経過に伴い水がきれいになります。)



<貧酸素水塊と生物多様性>

「貧酸素水塊」は、夏場に海の底層で酸素が極端に少なくなった海水の塊のことです。海の環境が悪くなり異常に増殖したプランクトン(赤潮)が死んで海底にたまり、これが分解される時に酸素をたくさん使うために発生します。真夏の伊勢湾や三河湾では毎年のように貧酸素水塊が発生し、湾の半分以上に広がることもあります。貧酸素水塊は、風などの影響により岸近くに湧き上がることがあり、このような現象を「苦潮」と呼んでいます。

海や干潟には、魚や貝、エビ・カニ類、ゴカイの仲間などたくさんの生き物が暮らしています。貧酸素水塊や苦潮が発生すると、酸素がほとんどないため、これらの生き物は死んでしまいます。平成20年夏の三河湾でも苦潮が発生し、豊川河口の干潟では5千トンものアサリの稚貝が全滅する被害が起きています。

貧酸素水塊と苦潮は、海や干潟に暮らす生き物たちを殺し、海の生物多様性を失わせる伊勢湾・三河湾の重大な環境問題なのです。

あいち自然環境保全戦略検討会委員

職 名	
◎ 愛知教育大学教授	せりざわ しゅんすけ 芹沢 俊介
○ 中京大学教授	しみず せいいち 清水 正一
財団法人自然環境研究センター研究主幹	こもだ まこと 菰田 誠
穂の国森づくりの会理事	ほらだ としゆき 原田 敏之
雑木林研究会事務局長	まゆみ こうじ 真弓 浩二
ビオトープを考える会会長	はせがわ あきこ 長谷川 明子
豊田市矢作川研究所総括研究員	まの たかひろ 間野 隆裕
中部経済連合会技術部長	いのうえ まもる 井上 衛
名古屋商工会議所企画振興部長	なりた たきお 成田 多喜夫
愛知県農協中央会生活部長	つづき のりみち 都築 紀理
愛知県森林組合連合会専務理事	かとう のぶお 加藤 展生
環境省中部地方環境事務所統括自然保護企画官	つねとみ ゆたか 常富 豊
岡崎市環境部長	まつだ ふじのり 松田 藤則

◎：座長

○：副座長

TOPICS 16

企業との連携 による森づくり

<企業の森づくり>

愛知県では、平成19年度から「企業の森づくり」事業を実施しています。

この事業は、愛知県と協定を締結した企業が県有林で社会貢献を目的とした森林整備・保全活動を行うものです。

活動の内容は、間伐や枝打ちなど社員による直接的な森林整備だけでなく、一般県民に対する森林環境に関する学習活動も含んでおり、参加者の情報交換や交流を通して、協働による森づくりを目指すものです。



<海上の森における企業連携プロジェクト>

「あいち海上の森センター」では、平成19年9月から、企業連携プロジェクトを実施しています。

このプロジェクトは、企業が「あいち海上の森センター」と連携して、海上の森において社会貢献を目的とした森林整備や里山保全活動を行うものです。

これまでに4社と覚書を締結し、海上の森の保全と活用に取り組んでいただいています。活動内容は、間伐を中心とした人工林の保育活動、森林での自然観察や体験学習、間伐材を利用した木工体験、県民参加組織である「海上の森の会」の活動支援です。



あいち自然環境保全戦略—生物多様性の保全と持続可能な利用を目指して— 概要版

第1章 戦略の策定に当たって

<p>第1節 策定の経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 野生動植物の絶滅の危機と「生物多様性」の保全の重要性の高まり ② 自然環境保全施策の根拠となっている「自然環境保全条例」を改正し、「生物多様性」を基本理念に位置付け ③ 「第三次国家戦略」「生物多様性基本法」などの国の動向 ④ COP10の開催地にふさわしい地域づくり
<p>第2節 戦略の位置付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 自然環境保全条例の基本理念に則り、本県における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として策定する。 ② 県民、NPO、事業者、行政の役割と連携を示す先導的な行動計画とする。

第2章 生物多様性の現況と課題

<p>第1節 生物多様性の重要性と危機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 多様な生き物がそれぞれの個性を生かして支え合う「生物多様性」（「生態系」、「種」、「遺伝子」の3つの多様性） ② 人間の生命と暮らしを支える「生物多様性」 ③ 人間活動による「生物多様性」の3つの危機と地球温暖化の影響 	
<p>第2節 本県の現況</p>	<p>1 地形・地質</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 県東北部に広がる山地と、木曾川、矢作川、豊川等により形成された平野 ② 山地と平野の間に広がる丘陵と段丘地形と点在する湿地湿原 ③ 西三河山間地に広がる花崗岩・領家變成岩地帯、中央構造線の通る東三河地域
	<p>2 植物・動物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 温暖な気候と多様な地形に育まれた豊かな生態系 ② 「東海丘陵要素植物群」と呼ばれるシデコブシ、シラタマホシクサなどのこの地方特有の植物 ③ 沿岸地域の干潟を中継地とするシギ・チドリ類といった渡り鳥など全国的にも多様で豊かな鳥類相
	<p>3 生態系</p>	<p>本県の代表的な生態系である奥山、里地里山、湿地湿原、平野、沿岸域・里海、河川・湖沼</p>
	<p>4 希少野生動植物</p>	<p>開発や採取、里地里山等の環境の変化により、県内確認種のうち、植物種17.6%（480種）、動物種3.0%（275種）に絶滅のおそれ</p>
	<p>5 移入種</p>	<p>人為的に持ち込まれた動植物が、在来生物を圧迫するなど生態系を攪乱するとともに、農林水産業や人の生命・身体に影響</p>
<p>本県の課題</p>	<p>1 野生生物の生息・生育環境の保全と生態系ネットワークの形成</p>	<p>高度経済成長に伴う開発等により、野生生物の生息・生育空間であった緑地や水辺が減少 → 優れた自然を有する重要地域の保全とその間のつながりの確保（＝生態系ネットワークの形成）により生物の生息・生育空間を保全する対策の実施</p>

第3節 本県の課題	2 人との関わりや営みを通じた里地里山など身近な自然の保全・再生	生物多様性の保全に寄与してきた里地里山等が、都市化や生活様式の変化等により手入れが行き届かなくなったことにより、生態系の多様性が低下 → 身近な保全活動に取り組むNPO等の支援や農山村地域の振興
	3 絶滅のおそれのある種のある種の保護と移入種への対応	① 生息・生育地の開発や乱獲などにより、多くの野生動植物種に絶滅のおそれがあり、生態系のバランスを損なうおそれとともに、人類が享受できる様々な生物多様性の恩恵を永久に消失させるおそれ → 絶滅のおそれのある種の指定による捕獲などの規制 ② 人為的に持ち込まれた移入種が在来の種の生息に大きな影響 → 移入種の生息状況などの情報の収集整理と効果的な対策の実施
	4 地球温暖化の影響への対応	野生動植物種の絶滅を含む大きな影響を与えることが予測される地球温暖化 → 経済活動や生活様式の見直しなどの長期的な視野に立った総合的な取組の推進
	5 県民生活・企業活動における生物多様性への配慮の促進	① 生活行動における生物多様性への配慮 → 普及啓発や環境学習の推進による県民のライフスタイルの転換 ② 産業活動における生物多様性への配慮 → 企業活動における生物多様性への配慮の促進や環境保全型農業の推進 ③ 生物多様性に関する情報の収集と提供体制の整備 → 継続的かつ多様な調査の実施、科学的かつ客観的なデータの収集と利活用のための体制整備の推進、取組の拠点となる機関の整備

第3章 目標

第1節	県土の将来像	<p>「恵み豊かな生物多様性を育む地域づくりを通して、人と自然との共生を実現する」</p> <p>① 多様な自然と豊かな生命のつながりが育まれていること (生物多様性の保全) 縮小・分断が危惧される生物の生息生育域を緑や水の循環でつなぐとともに、絶滅のおそれのある野生動植物を守ることで、自然環境の特性に応じた動植物や生態系の保全を目指す。</p> <p>② 将来の世代にわたって生物多様性の恵みを分かち合うこと (生物多様性の持続可能な利用) 農林水産業や製造業などすべての産業活動において生物多様性の保全に配慮し、豊かな自然に恵まれた快適で暮らしやすい県土の形成を目指す。</p> <p>③ 多様な主体の協働により自然との共生が守り伝えられていること (生物多様性を支える基盤づくり) 行政、県民、企業、NPO・NGO、専門家など多様な主体が協力・協働して、地域から生物多様性への配慮が促進されるような基盤づくりを目指す。</p>
-----	--------	---

第2節 生態系ごとの将来像	各生態系ごとの将来像は次のとおり。生態系ネットワークの形成を通じて生態系の保全・再生・回復を進めていくことが重要(県土生態系ネットワーク形成のイメージを示す)	
	① 奥山生態系	木材などの生産と自然環境の保全の機能を併せた森林の適切な整備・保全を行うことにより、多様な森林が連続性を保ちつつ広がる森林生態系の形成を目指す。
	② 里地里山生態系	活発な農業が営まれるとともに、自然とふれあう場としての利用や保全活動を推進することにより、人間活動と地域の自然特性が調和した連続性のある生態系の形成を目指す。
	③ 湿地湿原生態系	水源となる後背地を含めた適切な保全活動を推進することにより、自然の遷移による湿地・湿原の乾燥化を抑止して、東海丘陵要素植物群等を始めとする野生動植物の生息・生育が可能な生態系の形成を目指す。
	④ 平野生態系	河川の水辺、水田、ため池、樹林地、社寺林の保全や、都市公園など身近な緑や水辺の保全・創出により、日常生活において緑や水、野生動植物とふれあうことができる生態系の形成を目指す。
	⑤ 沿岸域・里海生態系	干潟、浅場の持つ多様な機能や、海岸線が醸し出す豊かな景観を保全することにより、干潟や河口域と陸域との適切なつながりが保たれた生態系の形成を目指す。
⑥ 河川・湖沼生態系	自然河岸や河畔林などの保全による多様な河川空間の形成や、上流から下流あるいは流域周辺との連続性が確保された豊かな生態系の形成と、歴史・文化、住民の生活と調和した風景の創出を目指す。	
第3節 目標期間	県環境基本計画と同じく 2025年を目標 として長期的な視野を持ちつつ取り組むとともに、概ね5年を目途に戦略を点検して必要に応じて見直し	

第4章 行動計画

行動計画の施策を展開する上で不可欠な五つの基本的視点から、「生物多様性の保全」「生物多様性の持続可能な利用」「生物多様性を支える基盤づくり」の三つの柱のもとに取組を推進する。

第1節 基本的視点	1 統合的な考え方による取組	脱温暖化社会、資源循環社会、安心安全社会、参加・協働社会を目指す取組と一体となって統合的に進めていく視点
	2 エコシステムアプローチの考え方による取組	自然に影響を及ぼす行為については、生態系の仕組みを科学的に理解しながら、早めに対策を講じる予防的な対応、生態系の変化への順応的な対応を行って、人と自然との共存を考えていく視点
	3 多様な主体の参加と協働	県民や事業者、NPO、専門家などの多様な主体が、それぞれの役割に応じて参加し、幅広く協働しながら取り組んでいく視点
	4 長期的視野からの取組	自然が回復するのに要する50年、100年といった長期的な時間を踏まえ、継続的な取組を長期的に進めていく視点
	5 広域的・国際的視野からの取組	水循環や物質循環によるつながりを持つ生態系の特性を踏まえ、広域的な視野や国際的な視野を持ち、関係機関と情報を共有して連携しながら取組を進めていく視点

施策		内容	主な取組
1 生態系ネットワークの形成	① 重要地域の保全	野生生物の生息・生育の場となる生態系ネットワーク上の重要な地域の様々な規制制度を活用した保全	ア 自然環境保全地域の指定と保全・管理 イ 自然公園の適正な管理 ウ 鳥獣保護区の指定と適切な管理 エ 生息地等保護区の指定 オ 名勝・天然記念物の指定と保護 カ 特別緑地保全地区の指定と適切な管理
	② 生態系ネットワークの維持と形成	豊かな生態系が維持されている地域の保全と、野生動植物の移動経路となる水辺、緑地などの保全・創出による生態系ネットワークの形成	ア 県土生態系ネットワークの形成推進 イ 公共事業における生態系ネットワーク形成への配慮 ウ 各種計画への位置づけと条例に基づく保全 エ 自然再生に向けた普及啓発
	③ 水循環の再生	多様な生き物の生息・生育を支える健全な水循環の再生による生態系ネットワークの形成	ア あいち水循環再生基本構想の策定と推進 イ 「あいちの水循環再生指標」に基づくモニタリングの推進 ウ 「伊勢湾再生行動計画」の策定と推進 エ 三河湾の里海再生の推進
2 人の関わりによる里地里山・里海などの保全・再生	① 奥山生態系の保全・再生	多様な生き物が生息・生育する重要な自然環境である奥山生態系の保全・再生	ア 「奥山生態系保全の考え方」を踏まえた保全の推進 イ 二次林・人工林など森林の保全と整備 ウ 担い手の確保・育成、林業の活性化などによる山村の振興
	② 里地里山生態系の保全・再生	二次林・人工林、ため池、水田、畑などの農地といった多様な環境から成り立ち、多様な生き物の生息・生育環境となっている里地里山の保全・再生	ア 里山生態系ネットワークの形成推進 イ 「里山生態系保全の考え方」を踏まえた保全の推進 ウ 里山地域の人工林の育成 エ 水田・畑などの多様な環境の保全 オ 環境に配慮した農業生産の推進 カ ため池を中心とした保全
	③ 湿地湿原生態系の保全・再生	東海丘陵要素植物群など特徴的な生き物の生息・生育地となっている湿地湿原の保全・再生	ア 「湿地・湿原生態系保全の考え方」を踏まえた保全の推進 イ 集水域を含めた湿地湿原の保全 ウ 湿地湿原の保全活動への支援
	④ 平野生態系の保全・再生	都市部の貴重な自然となっている緑地、街路樹、水田などの保全・再生	ア 市街地内のまとまりのある緑地の保全 イ 小規模な緑地の保全・創出や街路樹の整備 ウ 農地の保全と質の向上

第2節 生物多様性の保全

第2節 生物多様性の保全	施策		内容	主な取組
	2 人の関わりによる里地里山・里海などの保全・再生	⑤ 沿岸域・里海生態系の保全・再生	「里海」として漁業などで人間活動と深い関わり合いを持って利用されてきた三河湾、伊勢湾などの沿岸域、干潟、藻場の保全・再生	ア 「沿岸域生態系保全の考え方」を踏まえた保全の推進 イ 干潟・藻場・浅場などの環境の改善と保全・再生 ウ 漁村環境の保全・利用の推進 エ 保全活動・適切な利用の推進
		⑥ 河川・湖沼生態系の保全・再生	県民が身近に生き物や自然と親しむことができる貴重な空間である河川や湖沼の保全・再生	ア 生態系に配慮した河川改修・整備の推進 イ 油ヶ淵の水質改善
	3 野生動植物の保護と管理	① 希少野生動植物の保護	保護の重要性の普及啓発や、特に保護を必要とする種に係る捕獲等の規制	ア 自然環境保全条例に基づく希少野生動植物の保護 イ 希少野生動植物の保護に係る各種取組
② 移入種対策など		移入種が地域の生態系に与える影響から地域の生態系を保護するための取組の推進	ア 移入種の放逐などの抑制・防止 イ 情報の提供と公共工事における配慮	
③ 野生鳥獣の保護と管理		特定鳥獣による農林水産業被害など、人と野生生物とのあつれきに対応した総合的な保護管理の推進	ア 鳥獣保護区の指定と管理 イ 有害鳥獣対策 ウ 野生鳥獣の生息状況等の調査 エ 違法捕獲・違法飼養の防止と傷病野生鳥獣の救護 オ 鳥インフルエンザへの対応	

第3節 生物多様性の持続可能な利用	施策		内容	主な取組
	1 地域の持続可能な発展における生物多様性への配慮	① 地域開発と生物多様性の調和	地域開発における生物多様性に配慮した予防的・順応的な対策の導入の促進	ア 地域開発などにおけるエコシステムアプローチの導入の促進 イ 環境影響評価などの充実
		② 企業活動における生物多様性への配慮の促進	事業者の環境配慮に対する取組の促進による生物多様性に及ぼす影響の低減と持続可能な利用	ア 企業活動ガイドラインの策定 イ ゼロエミッション・コミュニティの推進 ウ 環境配慮型生産システムの普及 エ 化学物質低減に向けた自主的取組の推進
		③ 企業活動における生物資源の利活用	循環型社会の形成を目指した生物資源の利活用の促進	ア バイオマス利活用推進のための支援 イ 環境調和型・持続可能社会の構築に向けた産学行政の共同研究

第3節 生物多様性の持続可能な利用	施策		内容	主な取組
	2 農林水産業の多面的機能の発揮	① 農業における取組	生物多様性に配慮した環境保全型農業の推進や農業農村整備の推進	ア 環境保全型農業の推進 イ 生物多様性に配慮した農業農村整備の推進
		② 林業における取組	多様な森林づくりの推進、担い手の確保・育成、都市と山村との交流・定住の促進、林業・木材産業の振興	ア 多様な森林づくりの推進 イ 森林環境教育・県民参加による保全活動の推進 ウ 林業・木材産業の活性化と県産材の利用拡大
		③ 水産業における取組	藻場・干潟等の保全、漁港漁場の整備、海洋生物資源の保存・管理等の推進	ア 藻場・干潟などの保全の推進 イ 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進 ウ 生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理の推進 エ 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進

第4節 生物多様性を支える基盤づくり	施策		内容	主な取組
	1 県民意識の醸成	① 県民のライフスタイルの転換の促進	日常生活や社会経済活動に起因する身近な環境問題解決に向けた生活行動の転換	ア グリーン購入の促進 イ 「いいともあいち運動」による地産地消の推進 ウ 水産エコラベル認証の推進 エ エコマネーの活用促進 オ 「あいちエコチャレンジ21」県民運動によるエコライフの促進 カ エコ モビリティ ライフの推進 キ 経済的措置の必要性
		② 環境学習・普及啓発の推進	自然に対する理解を深め具体的な行動を促すための環境学習や普及啓発の推進	ア 環境学習のプログラムづくり・人づくりの推進 イ 環境学習施設の整備・充実とネットワークづくり ウ 学校における環境教育の推進 エ 子どもたちの環境学習への支援 オ 生物多様性の保全に貢献する農林水産業の役割の普及啓発 カ 里山や森林・林業に関する環境学習の推進 キ 食育の推進 ク 様々な機会を活用した普及啓発の推進

第4節 生物多様性を支える基盤づくり	施策		内容	主な取組
	1 県民意識の醸成	③ 自然とのふれあいの増進	NPO、企業等との連携による自然公園や里山など優れた自然環境の活用や自然とのふれあい活動の推進	ア ふれあいの場の整備と利活用の推進 イ 県施設を活用したふれあい活動の推進 ウ 水辺での自然とのふれあい活動の推進 エ エコツーリズム・グリーンツーリズムの推進
	2 参加・協働の充実	① 自発的な保全活動の支援	身近な自然の保全に取り組むNPO等の活動の活性化や、多様な主体の連携と協働に向けた支援	ア 保全活動の支援体制の整備 イ 里地里山における保全活動の支援 ウ 保全活動に関する情報提供システムづくりの推進
		② 企業の社会貢献活動の促進	社会の一員としての企業や事業者の生物多様性に関する社会貢献活動の促進	ア 生物多様性保全に関する取組の促進 イ 企業とNPOなどとの連携の促進
		③ あいち森と緑づくり税を活用した森と緑づくりの推進	「山から街まで緑豊かな愛知」を実現する施策に必要な財源を確保するため「あいち森と緑づくり税」の創設とその事業の推進	ア 人工林の整備 イ 里山林の整備 ウ 都市の緑の保全・創出 エ 森と緑の環境保全活動・環境学習の推進
	3 調査研究機能の整備・充実		自然環境に関する情報蓄積のための関係機関との協働による取組、自然環境調査や情報整備の充実	ア 自然環境や野生動植物に関する継続的な調査の推進 イ 情報の収集・提供体制の整備とネットワークづくり
4 地球温暖化の緩和と影響への適応		生態系に大きな影響を与え、種の絶滅のリスクを高める地球温暖化への対応	ア 地球温暖化防止戦略の推進 イ 省エネルギーや新エネルギー導入の推進 ウ 農林水産業における地球温暖化の防止	

第5章 推進体制

第1節 様々な主体に期待される役割と連携	<p>① 県民、企業、事業者、NPO・NGOなど民間団体、研究者などの専門家、県や市町村が、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて、それぞれ果たすべき役割とその分担(全市町村における戦略の策定と推進)</p> <p>② 各主体の対等な連携を深め、率直に情報や意見を交換できる仕組みづくりの推進</p>
第2節 効果の評価と行動計画の点検	<p>① あいち自然環境保全戦略推進協議会(仮称)による戦略の進捗状況の点検・評価</p> <p>② 生物多様性に関するモニタリングの実施とその結果に基づく行動計画の点検</p>